

特記仕様書

1. 一般事項

(1) 業務の目的・内容等

- ・「森港維持管理計画書」(平成25年11月)に基づき共通指針準拠型2施設の詳細点検を行う。

(2) 業務実施の注意事項

- ・下記の図書を参考にして業務を行うが不明の事項は業務監督員の指示を受けるものとする。
 - ※1「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」(平成19年(財)沿岸技術センター)
 - ※2「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(平成26年国土交通省港湾局)
- ・本業務は2施設の潜水調査を行う。
- ・業務期間は現地調査を12月中旬から1月末までとし、データ整理及び評価報告書作成に1カ月半を見込んで3月中旬までとする。
- ・打合せ協議の回数は着手時1回、実施工程・計画協議1回、潜水調査現地打合せ1回、報告書作成打合せ1回、最終報告1回の計5回を想定している。
- ・打合せに要する旅費交通費は日帰り、距離30～60kmでライトバンを計上しており、積算上の起点は建設管理部所在地。なお、現地調査に係る旅費交通費については潜水調査の単価に含み計上している。

(3) 業務工種の説明

- ・計画準備 調査の手順・遂行に必要な事項を調査計画として立案すること。なお、施設の構造形式等については平面図・断面図により適切な点検調査計画を立案すること。
- ・事前協議 現地調査の実施日程はけい船を含む港湾利用者の作業の支障のないよう、業務監督員や森漁業協同組合と十分協議を行うこと。
- ・潜水調査 特記仕様書2による。
- ・報告書作成 点検調査内容を業務報告書としてまとめる。様式等は業者独自のものでもよいが、過去の詳細点検電子データを貸与するので参考にしてください。参考図書、マニュアル等を引用した場合は引用元を記載のこと。提出部数は電子媒体(CD-R)、紙媒体各2部。

(4) 技術者単価について

- ・技術者の単価は「令和2年度 設計業務委託等技術者単価について」(令和2年2月国土交通省HP)により積算。

2. 潜水調査に関する特記仕様書

- (1) 潜水調査はLWL+0とHWL+1.4の中間の+0.7より海底までの施設の海中部分を点検調査の範囲とする。
 - (2) 調査の際に現場係留船舶、既設構造物や第三者に対して損害を与えないように十分注意すること。また、万一損害を与えた場合に受注者は原形復旧するとともに解決に全力を挙げること。
3. 施設の状態評価は「港湾の施設の点検診断ガイドライン」における詳細定期点検診断に準ずる。
 4. 調査結果は以下の構成でとりまとめること。
 - ・点検診断シート（1施設につき1枚を基本とする。）
 - ・測定結果データ（測定を伴う調査を実施した場合）
 - ・変状箇所位置図（管理図面に変状箇所、規模を記入し作成）
 - ・調査写真
 5. 積算基準等
 - ・「維持管理計画書策定のための現地調査積算基準」（港湾 積算基準等に係る情報 国土交通省HP）
 - ・間接業務費（諸経費）は「測量業務積算基準」（令和2年度〈標準積算基準書〉別表第1 国土交通省HP）により算定。

3. 技術者の要件

下記のいずれかの資格を有し、履行実績における同種業務に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。

1. 技術士
技術士法施行規則第2条各号に規定する建設部門（選択科目を港湾及び空港とするものに限る。）又は、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）の技術士。
2. RCCM
一般財団法人建設コンサルタント協会の定める港湾及び空港部門のRCCMの資格を有するもの。
3. 港湾構造物維持管理士
一般財団法人沿岸技術研究センターの定める資格を有するもの。
4. 港湾構造物設計士
一般財団法人沿岸技術研究センターの定める資格を有するもの。

4. 参考図書

- ・「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」（平成19年10月発行 財沿岸技術センター）
- ・「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（平成26年7月発行 国土交通省港湾局）